

新島村役場▶TEL 04992(5)0240 代表
若郷支所▶TEL 04992(5)0181
式根島支所▶TEL 04992(7)0004

FAX 04992(5)1304 e-mail:kouhou@nijijima.com
FAX 04992(5)1572 e-mail:wakagou@nijijima.com
FAX 04992(7)0439 e-mail:shikinejima@nijijima.com



にいじま

2014
12月号



10月18日(土) 新島村防災訓練が行われました

新島村の財政公表	2
年未年始カレンダー	7
できごと	8
お知らせ	10
さわやか健康センターだより	13

新島村の世帯と人口

世帯数	1,380 戸 (-2)	出生	2
村人口	2,899 人 (-4)	死亡	3
本村地区	2,035 人 (-1)	転入	2
式根島地区	542 人 (-2)	転出	5
若郷地区	322 人 (-1)	その他	0

平成 26 年 11 月 1 日現在(カッコ)内は前月比

表1：平成25年度一般会計の歳入（収入）

歳入（収入） 40億7,316万9千円

自主財源 6億9,827万6千円 17.1%	村税	3億3,287万8千円	8.2%
	財産収入	4,458万8千円	1.1%
	使用料・手数料	6,648万2千円	1.6%
	負担金・分担金	1,503万6千円	0.4%
	寄付金	86万円	0.0%
	繰入金	9,353万円	2.3%
	繰越金	1億4,490万2千円	3.5%
依存財源 33億7,489万3千円 82.9%	国庫支出金	1億1,587万9千円	2.9%
	地方交付税	13億4,064万5千円	32.9%
	地方特例交付税	53万	0.0%
	都支出金	13億3,892万2千円	32.9%
	村債	4億504万1千円	9.9%
	その他（地方譲与税・地方消費税交付金など）	1億7,387万6千円	4.3%

新島村の財政公表

みなさんが納める税金などは、わたしたちの暮らしにいろいろな形で使われています。昨年度のお金の使い道などを平成25年度決算としてお知らせします。また、現在の財政状況を平成26年度上半期（4月～9月）の予算状況としてお知らせします。

25年度の決算状況は表1～表7、26年度上半期の予算状況は表9～表11のとおりです。

表2：平成25年度一般会計の歳出（支出）

歳出（支出） 39億7,533万4千円

義務的経費 9億8,815万6千円 24.9%	人件費	6億6,361万8千円	16.7%
	扶助費	7,351万1千円	1.8%
	公債費	2億5,102万7千円	6.3%
投資的経費 11億8,983万3千円 29.9%	普通建設事業費	11億8,983万3千円	29.9%
その他経費 17億9,734万5千円 45.2%	物件費	8億1,145万9千円	20.4%
	維持補修費	7,854万円	2.0%
	補助費など	2億2,992万6千円	5.8%
	積立金	1億3,070万8千円	3.3%
	投資・出資金	1,150万円	0.3%
	貸付金	2,930万円	0.7%
	繰出金	5億591万2千円	12.7%

決算・予算・会計について

1. 決算とは？
 村の仕事は予算に沿って行います。4月1日～翌年3月31日までの1年間を一会計年度といい、この1年間の収入と支出、これにともなう借金や貯金などの計算が決算です。

2. 予算とは？
 予算とは、1年間にかかる収入と支出について見積もりを立てる

こと。また、この内容をいいます。新島村では広報にいじま5月号で毎年お知らせしています。

3. 会計の分け方
 村には2つの会計があります。一般会計と特別会計です。村に入りするお金のすべてが、性質によつて2つに分けられています。それぞれに歳入（収入）と歳出（支出）があり、お金の出入りを別々に管理します。財布が2つあると

考えてください。

歳入・歳出について

▼1つめの財布『一般会計』
 福祉・教育・ゴミ処理など、村の基本的な事業を管理。村の会計の中心です。平成25年度の歳入と歳出は表1、表2のとおりです。

▼2つめの財布『特別会計』
 特定の事業を行うための会計です。条例に基づき設置します。新島村には10の特別会計があります。平成25年度の歳入と歳出は表3のとおりです。

1. 一般会計・歳入（収入）
 歳入に充てるものを指します。1年間に村に入るすべてのお金です。歳入はいくつかの観点で大きく2つに分けられます。

(1) 自主財源と依存財源

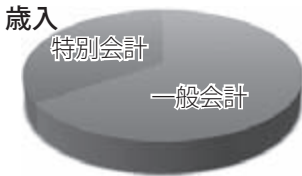
▼自主財源
 村の中で調達できるお金です。みなさんが納める村税が主な収入源です。自由に使い道を決めることが出来るため、この割り合いが高いほど、財政の自主性と安定性が高いといえます。

▼依存財源
 国や都から使い道や金額が決まられ、交付されたり借り入れたりするお金です。

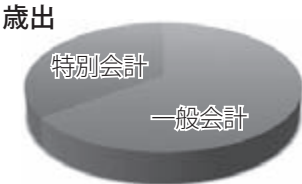
(2) 一般財源と特定財源

▼一般財源
 使い道が特定されないお金をいいます。依存財源の地方交付税や

会計別決算状況



一般会計
40億7,316万9千円
特別会計
19億754万7千円
歳入総額
59億8,071万6千円



一般会計
39億7,533万4千円
特別会計
18億9,738万9千円
歳出総額
58億7,272万3千円

表3：特別会計の種類と平成25年度 特別会計の歳出・歳入

歳入（収入）19億754万7千円
歳出（支出）18億9,738万9千円

特別会計の種類	歳入（収入）	歳出（支出）	差し引き額
1. 連絡船事業	9,621万1千円	9,621万1千円	0
2. 簡易水道事業	1億1,074万2千円	1億142万9千円	931万3千円
3. と畜場事業	19万8千円	19万8千円	0
4. 国民健康保険診療所	4億4,298万9千円	4億4,298万9千円	0
5. 国民健康保険事業	5億5,976万7千円	5億5,976万7千円	0
6. 後期高齢者医療事業	7,546万円	7,469万7千円	76万3千円
7. 下水道事業	2億3,572万1千円	2億3,572万1千円	0
8. 温泉ロッジ事業	1,844万9千円	1,844万9千円	0
9. 介護保険事業	3億6,685万9千円	3億6,634万1千円	51万8千円
10. 災害援護資金貸付事業	115万1千円	158万7千円	△43万6千円
合計	19億754万7千円	18億9,738万9千円	1,015万8千円

村の貯金と借金は？

▼基金（貯金）

村には11種類の「基金」がありま

す。支出の目的を基準にした分け方です。新島村の目的別の歳出は14に分類されます。5ページの表10をご覧ください。

(2) 目的別の分類

はまらない経費が7つあります。

▼その他経費

義務的経費、投資的経費にあて

▼投資的経費

道路や公園、学校、公営住宅な

どの新増築に充てる経費。新島村

は、普通建設事業費が該当します。

▼義務的経費

支出が義務づけられ、任意に削

減が難しい経費。この割り合いが

高いと財政構造が硬直していると

されます。人件費、扶助費、公債

費があります。

(1) 性質別の分類

地方譲与税などがあげられます。

▼特定財源

使用道が特定されているお金を

いいます。依存財源の国庫支出金・

都支出金・使用料や手数料などが

あげられます。

2. 一般会計・歳出（支出）

一年間に払う予定のすべてのお

金です。性質別と目的別に分けら

れます。地方自治体の財源体質を

分析するうえで重要なポイント

です。

村の資産は？

土地や建物など5種類。学校

や公園、道路のほか役場や支所

も含まれます。(表6)

基金とは、長期的な視野に立ち

財源が不足したときの支出の増加

に備えた積立金。一般家庭の預貯

金にあたります。

▼村債（借金）

道路整備など、臨時的に多くの

費用を必要とする時に、地方公共

団体が国や金融機関から借り入れ

る資金です。いまそこに住んでい

る人と、将来そこに住む人の世代

間の不公平を解消することが目的

です。返済期間は長期にわたります。

一般家庭の借金にあたります。

(表5)

表4：基金の種類（村の貯金）平成25年度末現在

基金の種類	金額
1. 財政調整基金	5億8,613万3千円
2. 減債基金	1億9,112万4千円
3. 住民センター図書	296万8千円
4. 公共施設整備	6億1,047万5千円
5. 高齢者福祉対策	2億8,437万円
6. 土地開発	3億1,209万円
7. ふるさと創生	2億4,768万円
8. 庁舎建設	1億6,005万3千円
9. 連絡船建造	1,515万7千円
10. 簡易水道事業	5,850万4千円
11. 介護給付準備	2,612万2千円
合計	24億9,467万6千円

表5：村債残高（村の借金）平成25年度末現在

39億480万9千円

表7：平成25年度にみなさんが納めた村民税

1人あたり	51,394円
1世帯あたり	109,367円
平成25年度の村民税額（調定額）を平成26年度	
4月1日現在の人口と世帯で割った数字です。	
人口：2,892	世帯：1,359

表6：財産の状況

公有財産	土地	19,314,050.32 m ²
	建物	48,687.51 m ²
有価証券		3,161万円
出資による権利		2億5,561万5千円
貸付金		2億1,776万8千円

みなさんが納めた村民税の額は？

表7のとおりです。

歳入（収入）の状況

平成 26 年度
上半期一般会計歳入額
15 億 9,821 万 5 千円

上半期の予算執行状況

26 年度上半期（4 月～9 月）の予算執行状況をお知らせします。
▼一般会計・歳入（収入）
15 億 9,821 万 5 千円（昨年より 4,560 万 8 千円（2.9%）増えています（表 9））。
主な収入は、村税・地方交付税・都支出金・国庫支出金で、全体の約 85% をしめます（グラフ 1）。村税の内訳は表 8 です。
▼一般会計・歳出（支出）
12 億 2,271 万 3 千円（昨年より、1 億 4,699 万 9 千円（7.9%）減っています（表 10））。
▼特別会計・歳出（支出）
7 億 4,569 万 4 千円（総額 11 の 35.8% を執行しました。（表

表 8：村税の内訳

区分	収入済額	構成比
村民税	5,786 万 8 千円	34.1%
固定資産税	9,036 万 3 千円	53.3%
軽自動車税	1,004 万円	5.9%
市町村たばこ税	1,113 万 2 千円	6.6%
入湯税	11 万 8 千円	0.1%
合計	1 億 6,952 万 1 千円	100%

グラフ 1：一般会計の収入割合

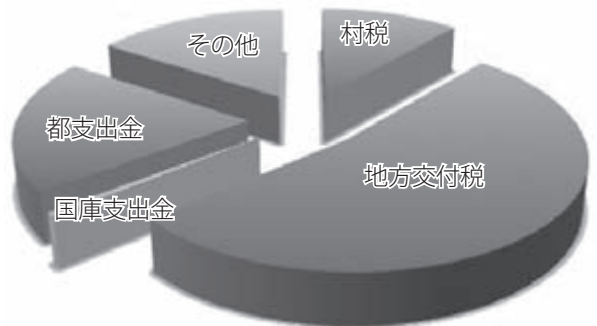


表 9：平成 26 年度一般会計歳入…平成 25 年度との比較

	平成 26 年度				平成 25 年度	
	収入済額	構成比	増減額	増減率	収入済額	構成比
村税	1 億 6,952 万 1 千円	10.6%	-600 万 4 千円	-3.4%	1 億 7,552 万 5 千円	11.3%
地方譲与税	485 万 4 千円	0.3%	-9 万 2 千円	-1.9%	494 万 6 千円	0.3%
利子割交付金	116 万 5 千円	0.1%	10 万 9 千円	8.6%	127 万 4 千円	0.1%
配当割交付金	60 万 3 千円	0.0%	24 万 4 千円	68.0%	35 万 9 千円	0.0%
株式等譲渡所得割交付金	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
地方消費税交付金	2,333 万 1 千円	1.5%	335 万 3 千円	16.8%	1,997 万 8 千円	1.3%
自動車所得割交付金	180 万 1 千円	0.1%	-152 万 9 千円	-45.9%	333 万円	0.2%
国有提供施設等所在市町村助成交付金	1,311 万円	0.8%	1,311 万円	0.0%	0	0.0%
地方特例交付金	42 万 4 千円	0.0%	-10 万 6 千円	-20.0%	53 万円	0.0%
交通安全対策特別交付金	0	0.0%	-73 万 4 千円	0.0%	73 万 4 千円	0.0%
地方交付税	8 億 1,360 万 5 千円	50.9%	-256 万 9 千円	-0.3%	8 億 1,617 万 4 千円	52.6%
分担金・負担金	609 万 5 千円	0.4%	-27 万 4 千円	-4.3%	636 万 9 千円	0.4%
使用料・手数料	3,112 万 9 千円	1.9%	-95 万 5 千円	-3.2%	3,017 万 4 千円	1.9%
国庫支出金	2,648 万 8 千円	1.7%	1,634 万 1 千円	161.0%	1,014 万 7 千円	0.7%
都支出金	3 億 5,678 万 7 千円	22.3%	4,880 万円	15.8%	3 億 798 万 7 千円	19.9%
財産収入	2,158 万 3 千円	1.4%	1,463 万 3 千円	210.5%	695 万円	0.4%
寄付金	20 万円	0.0%	-10 万	-33.3%	30 万	0.0%
繰入金	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
繰越金	9,783 万 6 千円	6.1%	-4,706 万 6 千円	-32.5%	1 億 4,490 万 2 千円	9.4%
諸収入	2,968 万 3 千円	1.9%	675 万 5 千円	29.5%	2,292 万 8 千円	1.5%
村債	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	15 億 9,821 万 5 千円	100%	4,560 万 8 千円	2.9%	15 億 5,260 万 7 千円	100%

表 9・表 10 の項目説明

- 村税
みなさんが納めた税金。
- 地方譲与税
国税（自動車重量税・地方揮発油譲与税・航空燃料譲与税）の一定額が村に交付されたもの。目的は地方道路の整備など。
- 利子割交付金
貯金利子に課税される都民税の一部が交付されたもの。基準は都民税の割合。
- 地方消費税交付金
消費税の一定額が村に交付されたもの。目的は地方分権の推進、地域福祉の充実など。
- 自動車取得税交付金
自動車税の一定額が村に交付されたもの。目的は道路の整備。
- 地方特例交付金
抜本的な税制の見直しが行われるまで、地方税の減収を補うために交付されるもの。
- 地方交付税
国税（所得税・法人税・酒税・消費税・タバコ税）の一定額が村に交付されたもの。目的は地方公共団体間の財政不均衡をなくし、全国一定のサービスを受けられるようにすることなど。
- 分担金・負担金
特定の村事業で利益を受けた個人や団体が、その利益の中から支払うお金。
- 国庫・都支出金
国や都が使い道を定めて交付するお金。目的や事業の性格で負担金、補助金、委託金に分類。
- 寄付金
個人や団体から譲り受けたお金。

歳出（支出）の状況

平成 26 年度 上半期の一般会計歳出 12 億 2,271 万 3 千円

表 10：一般会計（目的別分類）歳出……平成 26 年度と平成 25 年度の比較

	平成 26 年度					平成 25 年度	
	支出済額	構成比	執行率	増減額	増減率	支出済額	構成比
議会費	2,948 万 6 千円	2.4%	51.6%	6 万円	0.2%	2,942 万 6 千円	2.2%
総務費	2 億 4,987 万 5 千円	20.5%	36.7%	-5,906 万 7 千円	-19.1%	3 億 894 万 2 千円	23.3%
民生費	1 億 5,297 万 9 千円	12.5%	20.6%	-3,711 万 6 千円	-19.5%	1 億 9,009 万 5 千円	14.3%
衛生費	1 億 142 万 7 千円	8.3%	34.7%	-878 万 7 千円	-8.0%	1 億 1,021 万 4 千円	8.3%
労働費	1,343 万 4 千円	1.1%	44.6%	78 万 1 千円	6.2%	1,265 万 3 千円	0.9%
農林水産費	8,207 万円	6.7%	30.9%	1,479 万 8 千円	22.0%	6,727 万 2 千円	5.1%
商工費	1 億 667 万 7 千円	8.7%	55.4%	-2,562 万円	-19.4%	1 億 3,229 万 7 千円	10.0%
土木費	1 億 756 万 1 千円	8.8%	20.2%	-422 万 2 千円	-3.8%	1 億 1,178 万 3 千円	8.4%
消防費	2,352 万 3 千円	1.9%	34.2%	247 万 6 千円	11.8%	2,104 万 7 千円	1.6%
教育費	2 億 3,479 万 3 千円	19.2%	31.5%	734 万 5 千円	3.2%	2 億 2,744 万 8 千円	17.1%
災害復旧費	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
公債費	1 億 2,088 万 8 千円	9.9%	46.0%	465 万 3 千円	4.0%	1 億 1,623 万 5 千円	8.8%
諸支出金	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
予備費	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	12 億 2,271 万 3 千円	100%	31.5%	-1 億 469 万 9 千円	-7.9%	13 億 2,741 万 2 千円	100%

平成 26 年度 上半期の特別会計歳出 20 億 8,559 万円

表 11：特別会計（歳出）……上半期の執行状況

特別会計の種類	予算額	収入済額	収入率	支出済額	執行率
連絡船事業	9,959 万円	705 万 5 千円	7.1%	3,643 万 1 千円	36.6%
簡易水道事業	1 億 3,518 万 8 千円	2,874 万 9 千円	21.3%	3,812 万 1 千円	28.2%
と畜場事業	33 万 2 千円	0	0.0%	8 万 8 千円	26.5%
国民健康保険診療所	4 億 7,324 万 4 千円	9,531 万 2 千円	20.1%	1 億 7,353 万 3 千円	36.7%
国民健康保険事業	5 億 8,274 万 4 千円	1 億 4,524 万 3 千円	24.9%	2 億 2,056 万 1 千円	37.8%
後期高齢者医療事業	9,312 万 2 千円	1,043 万 3 千円	11.2%	2,781 万円	29.9%
下水道事業	2 億 5,428 万 4 千円	1,218 万円	4.8%	7,156 万 4 千円	28.1%
温泉ロッジ事業	1,830 万 6 千円	838 万 2 千円	45.8%	711 万円	38.8%
介護保険事業	4 億 2,482 万 5 千円	1 億 3,846 万 8 千円	32.6%	1 億 7,004 万円	40.0%
災害援護資金貸付事業	395 万 5 千円	19 万 5 千円	4.9%	43 万 6 千円	11.0%
合計	20 億 8,559 万円	4 億 4,601 万 7 千円	21.4%	7 億 4,569 万 4 千円	35.8%

- 使用料・手数料
公共施設などの使用にかかる費用が使用料、住民票などの発行やゴミ処理にかかる費用が手数料。
- 財産収入
土地の貸付料など、村の財産を運用して得た収入。
- 繰入金
特別会計や基金などから一般会計へ繰り入れるお金。
- 繰越金
前年度の過剰金などを現年度へ繰り越すお金。
- 諸収入
預金の利子や貸付金の返済金など、さまざまな収入。
- 議会費
議員の報酬や費用弁償、事務局の経費など、議会の活動にかかる経費。
- 総務費
庁舎や財産の管理など、共通の内部事務にかかる経費。
- 民生費
高齢者や障害者、児童などの福祉にかかる経費。
- 衛生費
健康診断や環境対策、ゴミ処理などにかかる経費。
- 労働費
労働者の支援にかかる経費。
- 土木費
道路の整備や街路、公園の整備、村営住宅などにかかる経費。
- 消防費
消防業務や災害対策業務などにかかる経費。
- 教育費
小・中学校、社会教育などにかかる経費。

財政健全化判断比率・資金不足比率の公表

新島村の財政は健全です。

平成25年度の決算にともない、新島村の財政健全化判断比率と公営企業会計の資金不足比率をお知らせします。これは、財政健全化法に基づき、公表が義務付けられているものです。

『財政健全化法』とは？

『再建法』にかわり、平成19年6月に公布された法律。『再建法』は赤字額が一定の比率を超えた財政再生団体に指定する、レッドカードのみの制度です。これに対して『財政健全化法』は、4つの指数が一定の基準を超えた場合に、『早期健全化団体』と、『財政再生団体』に指定するイエローカードとレッドカードの二段がまえで財政状況をチェックします。予防も含めた制度です。

▼4つの指数とは？

①実質赤字比率

一般会計と特別会計の一部を合わせて「一般会計等」とよびます。一般会計等の赤字をあらわします。

②連結実質赤字比率

村の会計のすべてを対象にした赤字をあらわす割合です。

③実質公債費比率

1年間に一般会計等から借金の返済に充てる額の割合。一部事務組合など新島村が加入する組織への返済も含めます。

④将来負担比率

一般会計等から借金の返済に充てる将来の見込み額の割合。一部事務組合など新島村が加入する組織への返済も含めます。新島村には、地方公社や第三セクターはありません。したがって、この部分は含まれません。

…新島村の各比率の対象

新島村の決算様式	一般会計	①実質赤字比率	②連結実質赤字比率	③実質公債費比率	④将来負担比率
	連絡船事業				
	温泉ロジ事業				
	災害援護資金貸付事業	資金不足比率			
	特別会計				
	老人保健事業				
	国民健康保険診療所				
	国民健康保険事業				
	介護保険事業				
	後期高齢者医療事業				
	簡易水道事業				
	と畜場事業				
	下水道事業				
	新島村が加入の組織	…※新島村は対象外			
一部事務組合	地方公社・第三セクター				
東京都市町村総合事務組合					
東京都市町村退職手当組合					
東京都市町村議会議員公務災害補償等組合					
東京都後期高齢者広域連合					

▼早期健全化団体・財政再生団体の基準

①～④の指数が表1の基準値を1つでも上回ると早期健全化団体または財政再生団体になります。

▼早期健全化団体・財政再生団体とは？

会社に例えると、経営状態が悪く、倒産の一手手前が「早期

健全化団体」。倒産にあたるのが「財政再生団体」となります。

▼早期健全化団体・財政再生団体になるとどうなる？

国の監視のもとで計画的に財政の再生をすすめます。予算の制約など、お金の使い方が制限されます。このほか、役場内部の改革だけでなく、税金や公共料金の増額など、みなさんの生

表1…平成25年度 財政健全化判断比率の状況

	①実質赤字比率	②連結実質赤字比率	③実質公債費率	④将来負担比率
新島村の状況	—	—	7.3%	—
早期健全化基準 (イエローカード)	15.0%	20.0%	25.0%	350.0%
財政再建基準 (レッドカード)	20.0%	40.0%	35.0%	

※新島村は黒字のため「—」と表示しています。

表2…平成25年度 資金不足比率の状況

特別会計の名称	資金不足比率
公営企業会計	
簡易水道事業会計	—
と畜場事業会計	—
下水道事業会計	—
健全化基準値	20.0%

■公営企業会計ごとの資金不足額が各事業規模に占める割合です。※新島村は各会計とも資金不足額がありませんので「—」表示です。

活にも大きな影響を及ぼします。

▼判断基準値からみる新島村の財政状況

新島村の4つの指数は、国の定めた基準を下回り、早期健全化団体や財政再生団体に指定されることはありません。(表1、表2)

実質赤字比率・連結赤字比率は黒字。「—」と表示しました。実質公債費比率は73%となっており、(全国市区町村の平均は8.6%)。将来負担比率、資金不足比率も基準値以下です。「—」と表示しました。

これからもより良い予算づくりに、将来に負担をかけない堅実な財政運営につとめます。

問い合わせ

企画財政課 財政係

☎(5)0240内線202

年末・年始の公共施設などの休業案内

…利用可能日 ×…休業日

役場の正月休み…12月27日(土)～新年1月4日(日)

▶休み期間中も職員が役場に常駐しています。

▶役場が休み期間中も営業する施設があります。

電話番号を掲載しますので、直接お問い合わせください。

▶緊急通報……固定電話から局番無し 119

▶急な病気やけが

本村診療所……(5) 0083

式根島診療所……(7) 0019

▶その他の問い合わせ

新島村役場……(5) 0240

式根島支所……(7) 0004

	25日(木)	26日(金)	27日(土)	28日(日)	29日(月)	30日(火)	31日(水)	1日(木)	2日(金)	3日(土)	4日(日)	5日(月)
本村地区	新島村役場			×	×	×	×	×	×	×	×	
	本村診療所			×	×	×	×	×	×	×	×	
	住民センター			×	×	×	×	×	×	×	×	
	住民センター図書室			×	×	×	×	×	×	×	×	
	さわやか健康センター			×	×	×	×	×	×	×	×	
	健康センタースポーツルーム		～17時	×	×	×	×	×	×	×	×	
	青葉会館			×	×	×	×	×	×	×	×	
	きんぷく会館 ☎(5) 0504		～17時	×	×	×	×	×	×	×	×	
	新島村博物館 ☎(5) 7070			×	×	×	×	×	×			×
	ふれあい農園			×	×	×	×	×	×	×	×	×
	まました温泉 ☎(5) 0830											
	砂蒸し風呂 ☎(5) 0830											
	温泉ロッジ ☎(5) 1199											
	湯の浜露天温泉											
	ガラスアートセンター					×	×	×	×	×	×	×
	ガラスアートミュージアム				×	×	×	×	×	×	×	×
親水公園 ☎(5) 1772			×	×	×	×		×				
スポーツ広場キャンプ場					×	×	×	×	×	×		
クリエートセンター												
自治会連合会館												
若郷地区	若郷支所			×	×	×	×	×	×	×	×	
	若郷診療所			×	×	×	×	×	×	×	×	
	若郷会館				×	×	×	×	×	×	×	
式根島地区	式根島支所			×	×	×	×	×	×	×	×	
	式根島診療所			×	×	×	×	×	×	×	×	
	式根島開発総合センター			×	×	×	×	×	×	×	×	
	温泉・雅湯											
	温泉・憩いの湯 ☎(7) 0576						12/30～1/3 は昼3時～夜10時のみ営業					
	スポーツ広場			×	×	×	×	×	×	×	×	
	式根島福祉センター			×	×	×	×	×	×	×	×	
式根島養殖場			×	×		×	×	×	×	×	×	
交通・放送	連絡船にしき ☎(7) 0825											
	ふれあいバス							×				
	定時放送(午後6:20)					×	×	×	×	×		
にしき・東海汽船の運航情報	情報が入りしたい放送。* 放送後の問い合わせ先 にしき: ☎(5) 0240 東海汽船: 新島 ☎(5) 0187 式根島 ☎(7) 0357											
ゴミ施設・収集	新島ゴミ焼却場						～正午	×	×	×	×	×
	阿土山ゴミ処分場	×		×			～正午	×	×	×	×	×
	式根島クリーンセンター						～正午	×	×	×	×	
	神引不燃物処理場	×		×			～正午	×	×	×	×	×
	ゴミの収集	資源ゴミ	可燃ゴミ	×	×	可燃ゴミ	×	×	×	×	×	可燃ゴミ

平成26年度 新島村防災訓練

10月18日(土)、本村・若郷・式根島の各地区で防災訓練が実施されました。

今回の訓練は午前8時45分にマグニチュード9.0の南海トラフ地震が発生し、新島・式根島は震度6弱、およそ15分後に30mの津波が襲来するという想定で訓練を行いました。

訓練終了後は、事前に各家庭に配布した「避難行動調査表」に自宅から避難場所までの避難時間や避難ルートなどを記入していただき、避難時の問題点などを回収に回った村職員が相談を受けるようにしました。

新島村では、3地区併せて総勢1,462人が参加しました。

村長の講評

住民の皆さん、津波避難対策訓練、お疲れ様でした。

10月18日の避難訓練は、配布したハザードマップを基に、30mある避難目標地点に向かう避難行動を行い、迅速な避難行動の確認と避難に当たっての問題点を調査することを目的としました。

今回は、各家庭に「避難行動調査表」を配布し、個々の避難を家族で話し合うなど防災意識を高め、その内容を確認するための訓練を行い、村職員が各家庭にお伺いし、避難行動や防災関連の相談をお受け致しました。表中には、独自で避難できない方を把握する

欄もあり、それらを活用し、避難行動要支援者の個別計画を改めて行い、住民全員の避難行動を明らかにし、その上での問題点があれば解決しながら、各町会や各防災関連機関と連携をとり、そして各個人の行動調査表を確かなものにしていきます。

村としては、各町会ごとに自主防災組織を作り、月1回程度の訓練や夜間訓練も、実施するべきだと考えています。津波が襲来した時、一人の犠牲者を出さない新島村の方針を了解して頂き、今後、自治連合会や各町会長や消防団とも協議を重ね、自主防災組織を組織し、

村長として住民の生命を守ることを肝に銘じ、検討して行きたいと思っておりますので、よろしくお申し込み申し上げます。

当日は津波避難対策訓練に参加いただきありがとうございました。



村民文化祭

11月1日から3日まで、住民センターで新島村民文化祭が開催されました。陶芸、編み物、手芸、写真、絵、習字、工作、研究物など子どもから、お年寄りまで、多くの方々の作品が出品されました。

また、文化祭の一貫としてお手玉、貝殻細工、折り紙のワークショップや笛作りのコーナーを開設し、観るだけでなく来場者が体験できるよう工夫されておりました。

来場者は3日間で約300人となりました。



新島・式根島消防団 秋季消防団訓練

11月11日(火)に式根島翌12日(水)に新島で、東京都消防訓練所から4名の教官をお招きし、消防団の秋季訓練が実施されました。

訓練内容は、ポンプ操法、応急救護、結索訓練、規律訓練が行われました。今回の訓練では、災害



▲式根島消防団による結索訓練



▲新島消防団によるポンプ操法

時に必要な知識と来年1月に実施される出初式でのポンプ操法を中心に、一日かけて訓練しました。また、新島消防団では、恒例となっている渋谷消防団幹部団員による訓練視察が行われ、渋谷消防団から5名の幹部団員の方々にお越しいただきました。

野球教室

11月8日(土)、9日(日)の2日間、新島村いきいき広場にて元プロ野球選手による野球教室が開催されました。

今回の野球教室では、アツプの仕方やキャッチボール等、基本動作から、ポジション別の指導、最後には元プロ野球選手を含めた大人チーム対子どもチームで練習試合が行われました。

今回、指導していただいた元プロ野球選手は、小早川毅彦さん【元広島】、中根仁さん【元横浜】、杉山直樹さん【元巨人】、斉藤秀光さん【元横浜】、萩原多賀彦さん【元ヤクルト】の5名の方々です。

2日間の合計で30名の子どもたちが参加しました。



新島・式根島ロケーションボックス

10月31日(金)に放送された『ナースのお仕事スペシャル 離島編』では「新島・式根島ロケーションボックス」として実際に4日間の撮影を受入れ、全国視聴率 14.3%と、2時間スペシャルドラマとしては高視聴率となりました。

実名の設定で放送した事により【式根島と新島】の存在や、劇中で使われた島の商品や景色、施設などを宣伝PRすることが出来ました。

撮影協力して頂きました宿、商店、エキストラの方々や住民の皆様、ご協力ありがとうございました。

にしきモヤイ組 事務局



第27回新島国際 ガラスアートフェスティバル

11月5日(水)～15日(土)まで、新島国際ガラスアートフェスティバルが開催されました。

期間中はアーティストによるデモンストレーションやガラス制作体験、オークションなどが行われ、新島ガラスの魅力を改めて実感できるイベントとなりました。



式根島秋祭

式根島泊神社で秋祭が開催されました。

11月7日は夜店や奉納演芸会が夕方から行われ、子どもみこしも登場し、にぎやかな秋の夜となりました。

翌日8日には神主による神事がおごそかに行われ、式根島秋祭を締めくくりました。



事業主の方へ 個人住民税は特別徴収で納めましょう

○個人住民税の特別徴収とは

事業主（給与支払者）が従業員（納税義務者）に代わり、毎月の給与から個人村民税・都民税を天引きして納入する制度です。

事業主は原則として、法人・個人を問わず、すべての従業員について個人住民税を特別徴収する義務があります（地方税法第 321 条の 4 及び各市町村条例）。

○特別徴収の事務

所得税の源泉徴収とは違い、毎月住民税額の計算をする必要はありません。税額計算は市町村が行い、毎年 5 月初旬に「特別徴収税額決定通知書」とともに 1 年分の納付書をお送りします。毎月給与から徴収した住民税の合計を翌月 10 日までに納入してください。

退職など異動がある場合は届出をしていただきますが、税額変更や納付書の再発行等の事務はすべて市町村が行います。

○特別徴収のメリット

主に従業員の方にメリットがあります。納付を忘れて滞納となる心配がなく、納期が年 12 回なので、普通徴収に比べ 1 回当たりの納税額が少なくて済みます。納税のために金融機関等に出向く手間も省けます。

納税しやすい環境づくりのため、事業主のみなさんのご協力をお願いいたします。

○特別徴収について、よくある質問とその答え

①今まで特別徴収していなかったが、しなくてはいけないのか？

→所得税の源泉徴収義務のある事業主（＝給与等の支払者）は、これまでも特別徴収の義務がありました。特に法改正が行われたわけではありません。制度の適正実施にご理解願います。

②従業員が、短期雇用者・アルバイト・パート・役員等の場合は？

→法令にある例外規定を除き、全従業員が対象です。

③従業員が普通徴収を希望しているが？

→選択することはできません。事業主に特別徴収の義務があります。

④従業員の就退職が多いが？

→事務が煩雑であることを理由に普通徴収とすることはできません。

⑤従業員数が少ない場合は？

→人数に関係なく事業主に特別徴収義務があります。なお、従業員が常時 10 人未満の場合、年 12 回の納期を年 2 回とする特例があります（届出が必要）。

特別徴収の実施のお申し出、ご質問は、役場税政係にお問合わせください。

【問合せ先】 企画財政課税政係 ☎ 5-0240（内線 113）

制度については、全国地方税務協議会ホームページをご参照ください。

<http://www.zenzeikyo.jp/>

島しょ振興公社
補助事業

平成26年度
地域振興に係る補助事業

【事業名】平成26年度地域振興に係る補助事業（第3回）

【対象事業】地域振興に係る、特産品に関する事業・観光振興に関する事業・島おこしを担う人材育成に関する事業。

【事業期間】平成26年12月1日～平成27年11月30日まで

【対象団体】

①概ね5名以上の東京島しょ地域在住者で組織し、代表者・会則・名簿等のある団体等（地方公共団体は除く）

②島しょ地域内に主たる事業所を有する小規模企業者組合、財団法人、社団法人、特定非営利活動法人、その他東京島しょ地域の活性化に資する取組を行うと認められる法人等

③島しょ地域内の個人事業者

【補助金額】
補助対象経費の5分の4

以内（1,000円未満切り捨て）で100万円（ただし、特に必要と認められる事業については200万円）を限度とする。

【募集締切】

平成26年1月30日（金）まで

【申込・問い合わせ】

企画財政課 企画調整室

☎(5)0240内線204

くらしの法律税金相談

弁護士・司法書士・税理士など法律関係者が相談会を開催します。

離婚や相続など家庭内の法律問題、税金や土地の問題など相談内容は何でも構いません。相談は無料です。

【主催】

NPO司法過疎サポートネットワーク

▼新島地区

【とき】

12月13日（土）10時～17時

【場所】住民センター1階

▼式根島地区

【とき】

12月13日（土）12時～15時30分

【場所】

式根島開発総合センター2階

【その他】

ご予約は不要です。事前にご連絡をいただければ、法律家が自宅にお伺いする出張相談にも応じます。

【問い合わせ】

マザーシップ法律事務所

弁護士 内田 明

☎03(5367)5142

医療従事者の皆さんへ

医師法等により12月31日現在の届け出が必要です。

医師・歯科医師・薬剤師は届け出を、保健師・助産師・看護師・准看護師・歯科衛生士・歯科技工士は業務従事者届を提出して下さい。

【締切】1月15日（木）までに保健所へ。届出用紙は都内保険所で。

【問い合わせ】

福祉保健局医療人材課

☎03(5320)4434

地デジ難視対策支援

【重要】地デジ難視対策の各種支援は終了します。お早めの申込みをお願いします。

国が実施している地デジ難視対策のための各種支援制度は、平成27年3月末をもって終了します。期限までに地デジ対策工事を完了するためには、遅くとも本年12月中の申込みが必要です。

お問い合わせは、総務省地デジコールセンターまでご連絡ください。

【問い合わせ】

総務省地デジコールセンター
☎0570(07)0101



■住民センター図書室から今月の新刊図書



旭山動物園



Toshi



細谷 亮太

- ★銀翼のイカロス 池井戸 潤
- ★島はぼくらと 辻村 深月
- ★聖なる怠け者の冒険 森見 登美彦
- ★「くりかえしの家事」を楽しむ小さな工夫 田中 千恵
- ★ドラえもんのパイリング絵本① 藤子・F・不二雄

■本村住民センター図書室の利用時間

午前9時～午後5時（年末年始、イベント時を除く）

※新刊の貸出などは教育委員会までお問い合わせください。教育委員会☎(5)0203（直通）

誕生日が平成9年4月2日以降の方【18歳未満の方】**1 新規申請の場合**

■平成27年4月1日以降、医療券の有効期間は、区市町村の担当窓口申請書を受理した日から、①2年経過した日以降の直近の誕生日が属する月の末日まで又は②18歳の誕生日が属する月の末日までのいずれか短い方となります。

2 更新申請の場合

■平成27年3月31日以降に有効期間が満了となる医療券の更新手続きから、医療券の有効期間は、現在お持ちの医療券の有効期間満了の翌日から①2年経過した日まで又は②18歳の誕生日が属する月の末日までのいずれか短い方となります。

※現在お持ちの医療券は引き続き利用できます。

誕生日が平成9年4月1日以前の方【18歳以上の方】**1 平成27年4月1日以降、新規申請ができなくなります。**

(現在お持ちの医療券の更新は可能です。)

■新規申請をご希望の方は、平成27年3月31日までにお住まいの区市町村に申請してください。(申請書類の作成に時間がかかりますのでお早めに担当窓口にご相談下さい。)

2 平成30年4月から一部自己負担が生じます。

■平成30年3月31日診療分までは、医療費の全額助成を継続します。

■平成30年4月1日以降の診療分から、認定された疾病に対する保険診療の窓口支払額のうち、月額6千円までが患者さんのご負担となります。(詳細は、平成30年4月1日以降の有効期間の医療券を発送する際に、お知らせします。)

申請窓口及び手続に関する問い合わせはお住まいの区市町村窓口へ

【お問い合わせ】

福祉保健局環境保健衛生課 ☎03-5320-4492

月曜～金曜 9時～17時

27年4月から東京都大気汚染医療費助成制度の改正に伴い、(都)医療券(気管支ぜん息)18歳以上の新規認定が終了します。新規の申請は27年3月31日までにお住まいの区市町村窓口で行ってください(申請に必要な書類の作成に時間がかかりますので、なるべくお早めにご相談ください。)

ぜん息患者のみなさまへ
(都)医療券(気管支ぜん息)の18歳以上の新規認定が終了します。

調理師の皆様へ

～今年も調理師業務従事者届の該当年です～

調理師法により、都内で調理業務に従事している調理師免許取得者は、12月31日現在の就業場所等の届出が必要です。

<締切>1月15日(木)までに指定の受理機関へ郵送。届出用紙は都内保健所窓口か東京都福祉保健局ホームページで。

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp>

<問合せ先>

東京都福祉保健局健康安全部健康安全課

☎03-5320-4358

12月は

オール東京滞納STOP強化月間

役立てます あなたの納税
地域に暮らす みんなのために

東京都と区市町村が連携し、
徴収対策を集中して
実施しています！

都と区市町村では、安定した税收確保と納税義務の公平性確保を目指して、12月を「オール東京滞納STOP強化月間」と位置づけ、都と区市町村が連携した広報や催告による納税推進、差押えやタイヤロック、捜索等の滞納処分など、多様な徴収対策に取り組んでいます。

強化月間企画
「税のポスター展 ～東京都と区市町村の取組～」

かわいいキャラクターたちも登場する各地のポスターが一室に！是非お立ち寄りください。(入場無料)

期間：平成26年11月22日～12月20日
場所：新宿駅西口プロムナード・ギャラリー(新宿駅西口ロータリー前 明治安田生命ビル地下)

さわやか健康センターだより

申し込み・問い合わせ・予約

さわやか健康センター

子ども家庭支援センター共通

TEL 5-1856 FAX 5-1857

メールアドレス

さわやか健康センター

kenkou@nijijima.com

子ども家庭支援センター

kodomo@nijijima.com

育児学級「親子ヨガ」

子育てをしている保護者の皆さん、親子で遊ぶ時間やリフレッシュする時間はありませんか。育児に関する講座もありません。事前申し込みは不要ですので、当日動きやすい服装でお越し下さい。

【新島地区】

12月15日(月) 10時～11時

さわやか健康センター

【式根島地区】

12月10日(水) 9時30分～10時30分

開発総合センター

※10分前から受付を行います。

【対象者】

3歳以下のお子さんとその保護者

定期予防接種☆要予約

▼新島地区

【とき】12月3日(水) 17日(水)

1月7日(水) 21日(水)

【時間】午後3時半～4時半

【場所】本村診療所

▼式根島地区

【とき】12月4日(木)

1月8日(木)

【時間】午後3時～3時半

【場所】式根島診療所

【持ち物】母子健康手帳、予防票

【予約締切日】

接種日の前週の金曜日まで

【お願い】予防接種の後は、体調に変化がおきることがあります。診療所の中で30分ほど休んでください。

休んでください。

休んでください。

予防接種はお済みですか？

予防接種は、お子様を感染症から守るために、とても大切なものです。

母子健康手帳には、予防接種の種類や受ける回数、望ましい期間、法律で定められている期間が載っています。記入されていない欄がある場合は、ご確認ください。

ご不明な点があれば、さわやか健康センター保健師にご相談ください。

【特定健診で特定保健指導に該当した方へ】

特定保健指導は、生活習慣の改善の支援を行い、将来的に、心臓病や脳卒中の発症を未然に防ぐ事を目的としています。

治療や服薬になる前に、食事や運動について振り返ってみませんか？

<特定保健指導の診断基準>

腹囲が男性 85cm、女性 90cm 以上あり、かつ 1～3 のうち 1 項目以上該当した方

1. 血圧 収縮期血圧 130mmHg 以上、または拡張期血圧 85mmHg 以上
2. 血糖 空腹時血糖 100mg/dl 以上、または HbA1c5.6% 以上
3. 脂質 HDL コレステロール 40mg/dl 未満、または中性脂肪 150mg/dl 以上
4. 喫煙 タバコを吸う習慣がある

特定保健指導「積極的支援」「動機付け支援」の対象となる方

- 上記の判定に加え、体格指数 (BMI) が 25 以上の方
- 40 歳から 74 歳の方
- 国民健康保険に加入している方
- 企業健診を受けた方 (案内は届きませんので、希望者は健康センターに申し込み下さい)

「動機付け支援」・「メタボ STOP! 教室」を実施します (1 回目: 1 月中旬予定)

「積極的支援」・・・動機付け支援に加えて、6 ヶ月間継続して支援を行います。

また、服薬など治療を行っている方は今回の特定保健指導の対象となりません。

今後も医療機関にて、よく診て頂いて下さい。

- その他、診療結果の相談も受け付けております。

詳しくは、さわやか健康センターへお問い合わせ下さい。

12月の主な行事予定

11月15日現在の予定表です。変更になる場合もありますので、ご了承ください。

★印=さわやか健康センター事業
(詳しくは、お問い合わせください)

日	月	火	水	木	金	土
	1 ■夜警始式(新島) 18:00～ 役場正面玄関 ■消防団冬季夜警開始(式根島) (～2/28) ★式根島健康結果相談 13:00～15:30 開発総合センター 	2 ■消防団冬季夜警開始(新島) (～2/28) ★乳幼児健診(新島) 13:30～15:30 さわやか健康センター ★ヨガ教室 18:00～19:00 さわやか健康センター 	3 ★定期予防接種(新島) 15:30～ 本村診療所 	4 ■第4回新島村議会定例会(～5日) ★式根島健康結果相談 8:30～10:30 開発総合センター ★乳幼児健診(式根島) 13:00～14:30 開発総合センター ★定期予防接種(式根島) 15:00～15:30 式根島診療所 ★いきいき体操 18:00～19:30 20:00～21:30 さわやか健康センター 	5 ★ヨガ教室 10:00～11:00 さわやか健康センター ★はつらつ教室 13:30～15:00 開発総合センター 	6 ■文化講演会 7:30～9:00 住民センター ■小児科・耳鼻咽喉科専門診療 12:30～15:30 本村診療所 
7 ■小児科・耳鼻咽喉科専門診療 8:30～10:30 本村診療所 ★健康づくり推進協議会 13:30～ さわやか健康センター 	8 	9 ★若返り体操教室 13:30～15:30 さわやか健康センター ★ヨガ教室 18:00～19:00 さわやか健康センター 	10 ★育児学級(式根島) 9:30～10:30 開発総合センター 	11 ★いきいき体操 18:00～19:30 20:00～21:30 さわやか健康センター 	12 ■眼科専門診療 12:30～15:30 式根島診療所 ★ヨガ教室 10:00～11:00 さわやか健康センター 	13 ■眼科専門診療 8:30～11:30 式根島診療所 
14 	15 ★育児学級(新島) 10:00～11:00 さわやか健康センター 	16 ★ヨガ教室 18:00～19:00 さわやか健康センター 	17 ★定期予防接種(新島) 15:30～ 本村診療所 	18 ■農業委員会総会 9:00～ 自治会館 ★いきいき体操 18:00～19:30 20:00～21:30 さわやか健康センター 	19 ★ヨガ教室 10:00～11:00 さわやか健康センター ★はつらつ教室 13:30～15:00 開発総合センター 	20 
21 	22 	23 天皇誕生日 	24 	25 ■管内小中学校終業式 	26 	27 
28 	29 	30 ※30日は全ゴミ処理施設の営業は正午まで。 	31 ※31日～1月4日は全ゴミ処理施設・ゴミ収集はお休み。 	■今月は固定資産税の納付月です。 ななか 菜々果 ちゃん 平成26年10月7日生 大山 寛史さん 夕佳さん(本村) かな 環那 ちゃん 平成26年10月11日生 大沼 拓人さん 友佳さん(本村)  		誕生おめでとう